

名 称 令和7年度 奈良県行政不服審査会

日 時 令和7年4月22日（火） 10時00分から10時15分まで

会 場 WEB開催

出席者 奈良県行政不服審査会委員（五十音順）

乾 隆一 （いぬい社会保険労務士事務所 社会保険労務士）

上崎 智代 （生駒総合法律事務所 弁護士）

藤次 芳枝 （三住法律事務所 弁護士）

中原 茂樹 （関西学院大学司法研究科 教授）

林 晃大 （近畿大学法学部 教授）

森村 和枝 （アミティエ社会保険労務士法人 特定社会保険労務士）

事務局

総務部行政・人材マネジメント課

次 第 1. 開会

2. 議事

（1）会長の選任

（2）会長職務代理者の選任

（3）部会委員の指名

（4）部会長の選任

（5）部会長職務代理者の選任

3. その他

概要

（事務局より資料の確認）

（課長挨拶）

（委員紹介）

（事務局より行政不服審査制度の説明）

（議事）

事務局：まず、議事1会長の選任についてです。

資料2、奈良県行政不服審査会条例をご覧ください。

会長は、第5条第1項より委員の互選により選任するとされていますので、会長の選任につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

委員の皆様いかがでしょうか。

乾 委 員：中原委員にお願いしてはいかがでしょうか。

事 務 局：ありがとうございます。

ただいま中原委員にお願いしてはいかがでしょうかとのご発言がございました。
皆様いかがでしょうか。

各 委 員：異議なし。

事 務 局：中原委員、いかがでしょうか。

中原委員：お引き受けいたします。

事 務 局：ありがとうございます。

それではご異議がないようですので、中原委員に当審査会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは以降の進行につきましては、中原会長をお願いいたします。

中原会長：会長にご選任いただきました中原でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは引き続き、議事の(2)、会長職務代理者の選任に移らせていただきます。
会長職務代理者は、審査会条例第5条第3項に規定がございまして、会長に事故があるときはあらかじめ指名する委員がその職務を代理するとされていますので、私から指名させていただきたいと思います。

会長職務代理者については、林委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員：異議なし。

林 委 員：お引き受けいたします。

中原会長：ありがとうございます。

それでは、林委員に本審査会の会長職務代理者をお願いしたいと存じます。

続きまして、議事(3)部会委員の指名に移らせていただきます。

部会委員は、条例第8条第2項の規定により、会長が指名することとされていますので、私から指名させていただきたいと思います。

部会は、資料3「奈良県行政不服審査会運営規程」の第3条において、3人の委員により構成することとされています。

大学教員、弁護士、社会保険労務士がお二人ずついらっしゃいますので、各分野お一人ずつ計3人の委員により2つの部会を設置させていただきたいと思います。

また、今回は新任の委員がお2人いらっしゃいますので、経験年数等を踏まえまして、委員構成は、第1部会が藤次委員、森村委員、私、第2部会が林委員、上崎委員、乾委員としたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

各 委 員：異議なし。

中原会長：それでは、各部会の委員構成は申し上げたとおりにさせていただきます。

今後の諮問案件は、第1部会から調査審議を行うこととします。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事（4）部会長の選任に移らせていただきます。

部会長の選任は、条例第8条第3項により「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。」とされていますので、各部会において選出させていただきたいと思います。

また、部会長選出の後に、議事（5）部会長職務代理者の指名をお願いいたします。

部会長職務代理者の指名は、条例第8条第5項に規定があり、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされていますので、部会長より指名をお願いいたします。

まずは、藤次委員、森村委員、私による第1部会の部会長の選出です。

特にご意見なければ私が部会長も務めさせていただきますが、いかがでしょうか。

第1部会委員：異議なし。

中原会長：ありがとうございます。ご異議がないようですので、第1部会長は私が務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

では、部会長職務代理者として藤次委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

藤次委員：承知いたしました。

中原会長：ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、林委員、上崎委員、乾委員、第2部会の部会長の選出ですが、林委員にお願いしてはいかがかと思いますが、第2部会の皆様、いかがでしょうか。

第2部会委員：異議なし。

中原会長：それでは、林先生に第2部会長をお願いいたします。

林部会長より職務代理者のご指名をお願いいたします。

林委員：はい。それでは第2部会から、部会長職務代理者として、上崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

上崎委員：承知いたしました。

林委員：ありがとうございます。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

中原会長：それでは次に、審査会の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：はい、説明させていただきます。

県が設置する附属機関の会議については、資料5、審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、原則公開となっており、当審査会も原則公開することとし

ております。

ただし、資料 6、奈良県情報公開条例第 7 条に規定します、不開示情報である個人情報が含まれている場合は、公開しないことができるとされておりますので、当審査会の諮問事案の審議については、従来非公開としております。

このことを踏まえ、諮問事案の審議については原則非公開になるものと考えております。

公開することとした場合の傍聴については、資料 7 の傍聴要領のとおりです。
以上です。

中原会長：ありがとうございます。

このことについて、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、当審査会の公開及び傍聴要領は、事務局が説明した内容で決定してよろしいでしょうか。

各 委 員：異議なし。

中原会長：ありがとうございます。

次に、現時点での諮問状況について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：現時点での諮問状況について、お伝えさせていただきます。

現時点で、新たに諮問されている案件が令和 6 年度処分諮問第 6 号および第 7 号の 2 件ございます。

第 6 号案件は生活保護、第 7 号案件は児童扶養手当に関する内容となっております。

第 6 号案件については第 1 部会において、第 7 号案件については第 2 部会においてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

部会の開催日時については、改めて日程調整をさせていただきます。

また、各案件の資料も別途送付させていただきます。

中原会長：このことについて、ご意見等はございませんでしょうか。

各 委 員：異議なし

中原会長：それでは、各部会にてご審議のほど、よろしく願いいたします。

その他ご質問等はございませんでしょうか。

その他、特に無いようでしたら、本日の奈良県行政不服審査会は終了といたします。

今後は、各部会に分かれてご審議いただくことになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事 務 局：ありがとうございました。

これをもって、令和 7 年度奈良県行政不服審査会を終了いたします。

委員の皆様方、本日は誠にありがとうございました。

(閉会)